

逗子市都市公園条例の一部改正（郷土資料館の廃止） に関する意見を募集します。

逗子市郷土資料館は、大正元年（1912年）に建築されたと伝えられ一時徳川宗家16代家達氏の別邸としても使用された建物を活用し、市制施行30周年を記念して昭和59年に設置した有料の公園施設です。しかし、元来居宅として建てられているため文化財資料等の収蔵展示に必ずしも適切な構造ではなく、施設の充実を図ることが難しいばかりか資料の適切な維持管理にも支障をきたしていました。また、財政対策プログラムにより平成30年度から休場し間もなく2年を経過しようとしているところです。

これらの状況を踏まえ、この建物の郷土資料館としての役割は一定程度果たしたものと考え、令和元年度をもって文化財収蔵展示施設としての利用を廃止するため、設置について規定している逗子市都市公園条例の一部改正（郷土資料館に関する部分の削除等）を行うものです。つきましては改正に際して、広く皆様の意見を募集いたします。

◆募集期間

令和元年12月2日（月）から令和2年1月9日（木）まで（必着）

◆閲覧場所（この資料は、以下の施設でも見る事ができます）

社会教育課、市民交流センター、情報政策課情報公開係、逗子アリーナ、文化プラザホール、高齢者センター、体験学習施設（スマイル）、沼間小学校区コミュニティセンター、小坪小学校区コミュニティセンター、図書館、池子遺跡群資料館、福社会館、保健センター、こども発達支援センター、子育て支援センター *市ホームページでも閲覧可能。「逗子 パブコメ」と検索ください。

◆意見提出方法

任意の様式（閲覧場所にある記入用紙でも可）に「逗子市都市公園条例の一部改正（郷土資料館の廃止）に対する意見」と明記し、住所・氏名・意見を記載のうえファクシミリ・郵送等で、又は直接社会教育課へ提出してください。市ホームページのパブリックコメント入力フォームからも提出できます。

◆逗子市郷土資料館の臨時公開

現在、建物の維持管理のために週1回程度のペースで風入れ作業を実施していますが、12月中の風入れ作業に合わせて郷土資料館を公開します。日時等は市ホームページでご確認ください。

◆その他

皆様からお寄せいただいたご意見は、意見概要としてまとめ、本市の考え方とともに、後日ホームページで公表します。個々のご意見に対しましては、直接回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

◆問い合わせ先

逗子市教育委員会 教育部 社会教育課

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 TEL：046-873-1111（内線522） FAX：046-872-3115